

第4章 繼續的運用方針

1 推進体制

(1) 全庁的な取組体制

本市では平成24年度（2012年度）に公共施設の最適化を全庁横断的に推進するため、下図のとおり吹田市公共施設最適化推進委員会及び作業部会を設置し、総合的な管理及び情報共有を図っています。本計画の進捗管理や、施設の複合化の検討については吹田市公共施設最適化推進委員会で行います。

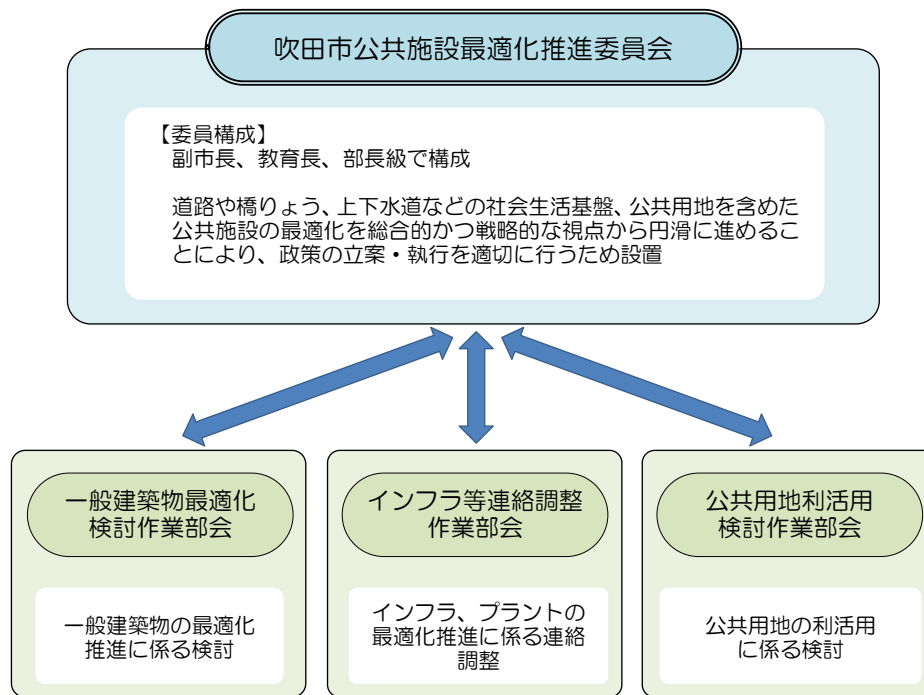


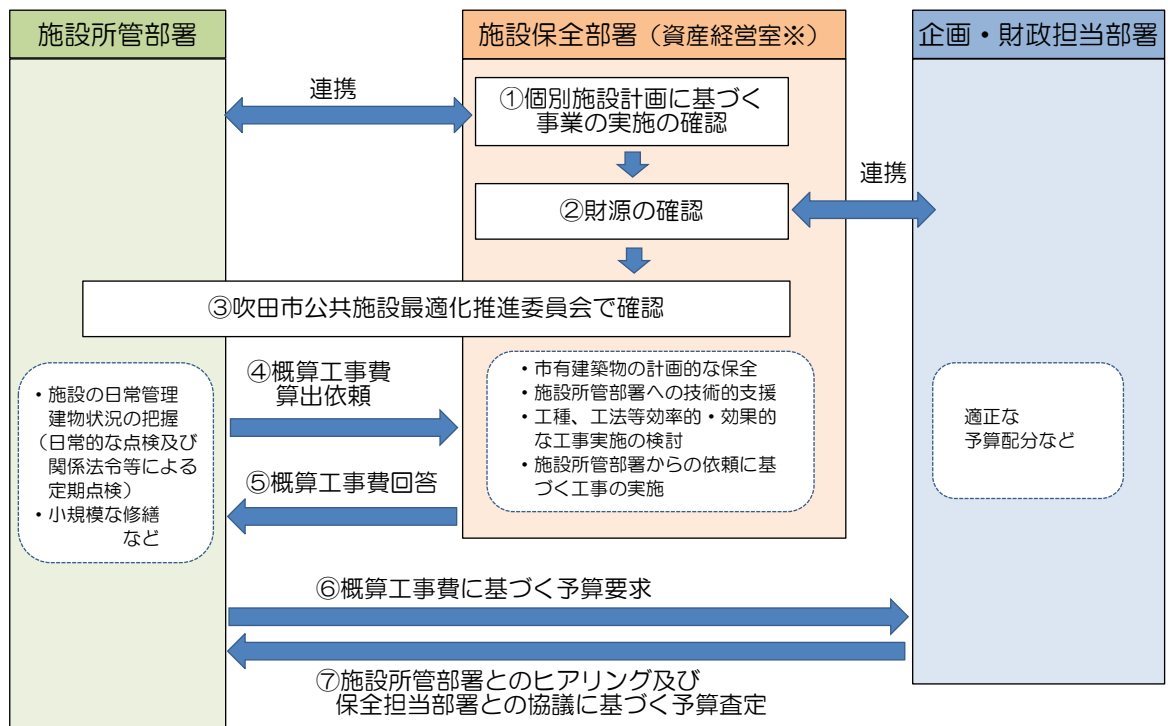
図 4.1.1 全庁的な取組体制

(2) 今後の取組

今後は全庁的に調整を図りながら、本計画をもとに建替えや大規模修繕の取組を進めていきます。なお、建替えや大規模修繕の実施にあたっては複合化の検討を行います。

取組を進めていくにあたっては、図 4.1.2 に示しているように、施設保全部署(資産経営室)、施設所管部署、企画・財政担当部署が連携をとりながら、それぞれの役割を果たす必要があります。施設保全部署(資産経営室)は、各施設所管部署と実施年度ごとに本計画から変更がないか確認を行います。また、企画・財政担当部署と予算面について調整を行いながら、吹田市公共施設最適化推進委員会で実施の確認を行います。

事業の具体化にあたっては、必要に応じて市民へ説明するなど、適切な情報提供を行いながら進めます。



※令和2年度時点の部署名を示す

図 4.1.2 更新等における各部署の役割分担

本計画に基づく事業の実施については、予算要求する前年度から、事業計画の内容変更の有無を確認し、工事内容の整理を行い、内容によっては、PFI手法など多様な事業手法の導入について検討します。

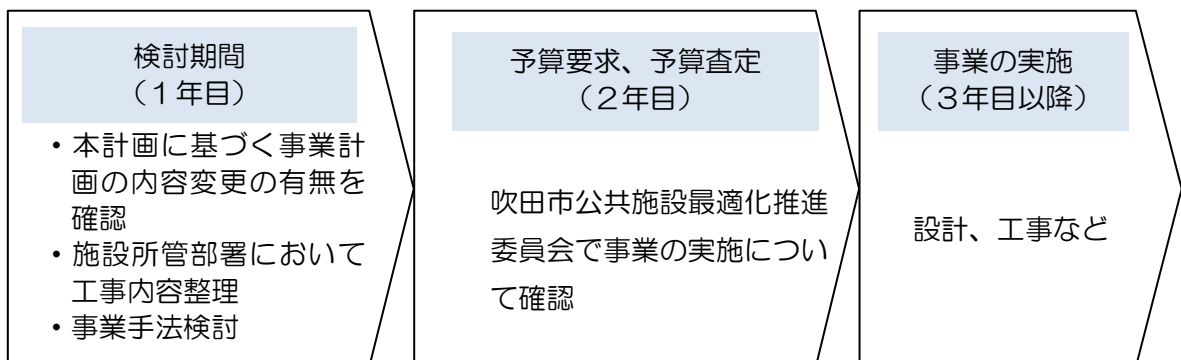


図 4.1.3 事業実施までの流れ

2 日常的な施設の点検・診断の充実

本市では、計画的・効率的な保全業務の実施を目的として、市有建築物保全システムを整備しています。

市有建築物保全システムでは、定期的実施する点検の結果を保管するとともに、建物の建設年度や延床面積などの基本情報、工事履歴、修繕履歴、光熱水費等の維持管理データを一元的に管理しており、維持管理費の平準化や計画的な維持保全の実施に向けて、修繕・建替えの実施時期の調整を行います。

各施設の状態については、引き続き、年1回の施設管理者による自主点検と、建築基準法第12条の対象施設の定期点検やその他の法定点検により、劣化や不具合の有無について最新の状態把握に努めます。

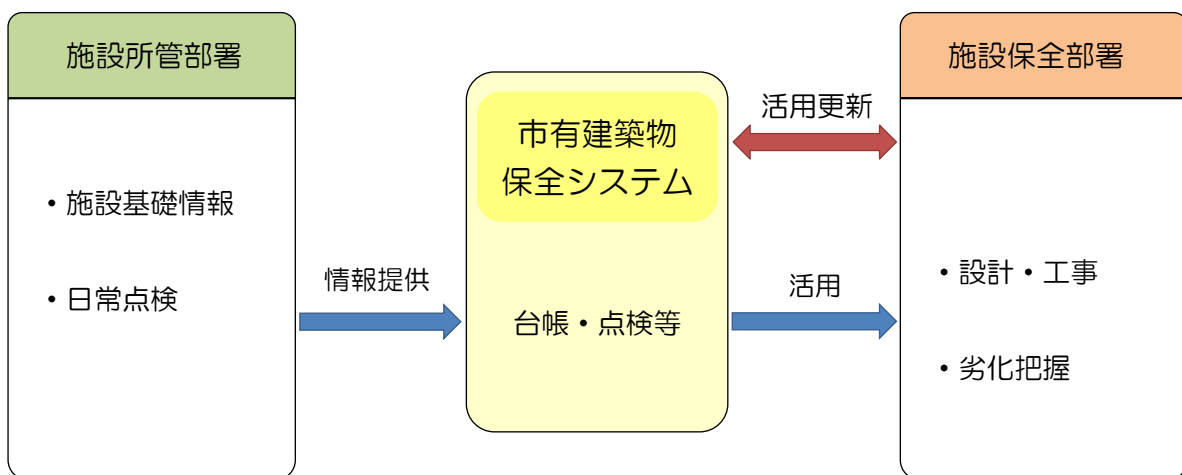


図 4.2.1 市有建築物保全システムによる施設の一元管理と役割分担

3 フォローアップ

総合管理計画では、フォローアップとして、5年ごとに計画の見直しを行うと定めていることから、本計画においても、5年ごとに見直しを行うものとしませんが、総合計画や財政状況等にあわせて、計画の見直しを行う場合があります。

また、本計画は、現在既存の建築物で提供している市民サービスを、今後も同じ形で提供していくことを前提として策定しているため、今後ICT化が進み、公共施設の市民サービスのあり方が変わっていく場合は、見直しが必要です。

計画策定後は、点検・診断の実施や複合化・多機能化、集約化など、各個別施設計画の進捗に合わせ、PDCAサイクルを活用し、情報を集約しながら進めます。

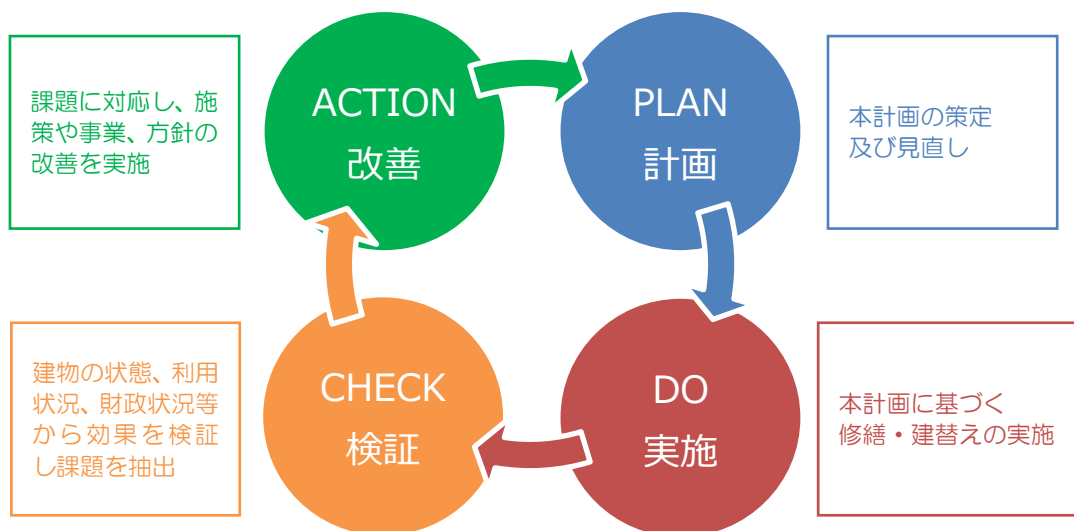


図 4.3.1 PDCA サイクルの考え方に基づく計画の推進